

郷土資料館からのお知らせ

問合せ 郷土資料館 ☎ 568-0634 (ファクス共通)

埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の照会

文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内では、地下に掘削を伴う工事は、原則その大小にかかわらず着工60日前までに文化庁長官に対し届出が義務づけられています(文化財保護法第93条)。

土木工事中に遺跡が不時に発見されることがないよう、できる限り早い時期に、郷土資料館で確認をお願いします。

届出方法 地図などに照会場所、連絡先を記して郵送、ファクスまたは直接郷土資料館へ
〒190-1211 瑞穂町石畑1962(瑞穂町図書館3階)



▲埋蔵文化財包蔵地における掘削工事の様子

(仮称)新郷土資料館設計図面公開のお知らせ

(仮称)新郷土資料館の設計が完了しましたので、概要を公開いたします。郷土資料館は平成26年秋に開館予定です。

公開する資料

- ▶新郷土資料館建築図面(完成予想図、案内図、配置図1・2階の平面図、屋根伏図)
- ▶新郷土資料館展示図面(ガイダンスホール、常設展示室)

公開場所

- ▶役場1階情報公開コーナー
- ▶武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンター
- ▶スカイホール
- ▶図書館
- ▶町ホームページ

公開期間 4月30日(火)~6月28日(金)

期間完了後は、随時郷土資料館で見ることができます。

休館日 毎週月曜日、祝日、毎月16日(月曜日・祝日の場合は翌日、土・日曜日の場合は開館)、年末年始

昔の道具はありませんが

郷土資料館では、町に関する郷土資料を幅広く収集・保存し、後世に伝えるべき文化遺産として展示・研究に活用しています。

このたび、教育普及の一環として使用する教材ならびに調査・保存用の民俗資料を探しています。お手元に以下のご寄贈いただける資料がありましたら、ぜひ郷土資料館へご一報ください。

【昔の生活道具】

七輪、電気釜、手回し洗濯機、ひのし、炭火、アイロン、こて、あんどん、しよく台、子ども用の着物 など

【町の古い写真・古文書】

明治~昭和までの、町の風景や年中行事を撮影した写真や記録文書 など

【地域活動に関するもの】

青年団・消防団・婦人会等で使用していた品々、文書、写真 など

寄贈の申し出を受けてから、約1~2週間ほど調査(教材・資料内容によって調査日数が異なります)を行います。その調査によって、教材または資料の受け入れをするか、寄贈者の方へ報告をします(郷土資料館に同一資料が既に複数収蔵されている場合などは、受け入れを見送らせていただく場合もあります)。

そのため、直接郷土資料館へ品物を持参されても、受け入れやお預かりはできませんのでご了承ください。まずは郷土資料館へご連絡ください。

開館時間 午前9時~午後5時



▲手揉み茶作り風景

「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画推進協議会」を開催しました

狭山池上流部や「さやま花多来里の郷」、新たに建設を目指す(仮称)新郷土資料館と狭山丘陵などの自然環境資源を結び付けることにより、回遊性を高め、観光の振興を図ることを目的として、平成24年3月に「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」を策定しました。

この計画を推進し、より具体的に発展させていく話し合いの場となる「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画推進協議会」の初会合を2月14日(水)にふれあいセンターで開催しました。

協議会および検討部会のメンバーの顔合わせの後、財団法人地域開発研究所主任研究員である牧瀬 稔さんが「地域資源活用のポイント」と題して講演を開催しました。「長期的な視野で考えること。自

分のまちに対する愛着心によって、「瑞穂町振興」を心がけていくこと。」とアドバイスがありました。

平成25年度は、(仮称)新郷土資料館の建設、エコパーク北門の改修、だれでもトイレの設置を関連事業として位置付けています。



問合せ 企画課 ☎ 557-7468

第34回さくらまつり 六道山の集い

日時 4月7日(日)
午前10時~午後3時

場所 六道山公園

※雨天中止

※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

イベント のだて、大道芸、甘酒無料サービ

ス、おはやし、カラオケ、舞踊、大抽選会(抽選券不要、先着順、商品がなくなり次第終了)など

※天候等により、内容や時間が変更になる場合があります。

問合せ 観光協会 ☎ 557-3389



狭山丘陵ウォーキング

時間 午前8時役場前駐車場集合・受付

8時30分出発

健脚コース(約16km)

※雨天中止

役場~狭山懸橋~狭山湖堰堤~武蔵村山市給食センター~六道山公園(さくらまつり会場)

ゆったりコース(約8km)

役場~狭山懸橋~さいたま緑の森博物館~西久保観音~六道山公園(さくらまつり会場)

問合せ 社会教育課 ☎ 557-7071

残堀川ふれあいイベント

日時 5月12日(日) 午前10時~午後4時

場所 狭山池公園およびその周辺

イベント おはやし、ふれあいミニ動物園、吹奏楽団演奏、積み木広場(お子様が自由に遊べます)など

問合せ 産業課 ☎ 557-7633



▲イベントの様子



▲積み木広場

残堀川ふれあいウォーキング

日時 5月12日(日) 午前8時30分

瑞穂ビューパーク競技場集合

9時出発

コース 瑞穂ビューパーク競技場~狭山懸橋~六道山公園~残堀川~狭山池公園(イベント会場)

持ち物 飲み物、タオル

申込み 当日、集合場所

で受け付けます

問合せ 社会教育課 ☎ 557-7071



※荒天中止

※詳しくは「広報みずほ」5月号の差し込みチラシでお知らせします。

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

【イベント案内 5月人形展】

【臨時休館】 法令点検および定期補修のため、4月15日(月)~19日(金)は臨時休館します。

端午の節句に合わせ、5月人形の展示を行います。
期間 4月9日(火)~5月6日(月)

問合せ フレッシュランド西多摩 ☎ 570-2626 ホームページ <http://www.nishiei.or.jp>

住宅用環境配慮型機器購入費助成金制度

問合せ 環境課 TEL 557-0544

地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、高効率給湯器や太陽光発電システムを購入・設置した方へ費用の一部を助成します。

対象 次の要件にすべて当てはまる方

- ▶自ら居住する町内の住宅に新たに対象機器を設置した方、または対象機器を設置している新築住宅を町内に購入した方
- ▶町税および国民健康保険税(他の区市町村において徴収するものを含みます)を完納している方
- ▶設置した機器が新品であること

申込期間 4月1日(月)～平成26年3月28日(金)

申込方法 該当機種を設置後、申請書に必要書類を添付して環境課へ提出してください

※申請書は環境課と商工会で配布しています(町ホームページからもダウンロードできます)。

必要書類

- ▶設置機器の保証書の写し
- ▶機器の購入にかかった領収書または支払い金額を証明できるもの
- ▶仕様の確認ができる見積書またはカタログの写し
- ▶設置状況の写真
- ▶太陽光発電システムを申請する場合は売電契約書の写し、国の補助金交付決定通知書の写し
- ▶住民票、納税証明書(添付の必要のない場合があります)ので、ご相談ください

その他

- ▶販売および賃貸借の目的で設置する方、賃貸住宅に対して設置しようとする方は利用できません
平成25年4月1日以降に設置したものが対象です
- ▶申請は同一住宅につき1回、1機器に限ります(複数の機器の申請はできません)
- ▶現地調査を行う場合があります
- ▶助成金をご利用の方には、環境に関する町の調査や活動にご協力をいただく場合があります

助成対象機器と助成額(いずれも住宅用)

対象機器	助成額(購入金額の10%) ※ただし限度額は次の通り
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	4万円
潜熱回収型給湯器	2万円
ガス発電給湯器	4万円
太陽光発電システム	4万円に対象機器の最大出力キロワットを乗じた額(限度額12万円)

※対象機器には基準があります。

※助成額は1,000円未満の端数を切り捨てた額です。詳しくは、お問い合わせください。

瑞穂町との関連を装った耐震診断・改修業者にご注意ください!!

瑞穂町廃棄物減量等推進審議会委員の募集

町では、一般廃棄物の減量および再利用の促進等に関する事項等を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置しています。今回、委員改選にあたり、新たな委員を募集します。ごみ問題に関心があり、日頃より、ご家庭や職場等でごみの減量やリサイクルに意欲的に取り組んでいる方の応募をお待ちしています。

募集人員 1名

任期 2年(6月1日から)

会議 年間2回程度

報酬 会議出席に応じて町が規定する委員報酬をお支払いします

応募資格 町内在住の18歳以上の方で、環境問題や清掃行政に関心があり、平日の会議に出席可能な方

応募期間 4月1日(月)～30日(火)

応募方法 レポート(800字以内、様式は問いません)に住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先を明記の上、環境課へ持参、郵送、Eメールのいずれかで提出

レポートテーマ 「ごみの減量について思うこと」

提出先 〒190-1292

瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町 住民部 環境課

Eメール kankyo@town.mizuho.tokyo.jp

問合せ 環境課 TEL 557-7706

住宅関連助成制度のお知らせ

一般木造住宅の耐震化助成を開始します。このほか、住宅関連助成事業を掲載しましたので、ご利用ください。詳しくは、担当課へご相談ください。

住宅耐震診断費助成事業

問合せ 地域課 TEL 557-7610

住宅が大地震で倒壊しないかどうかを見極めるための診断に要する費用の一部を助成します。

- 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築を着工した、町内の木造一戸建建築物(延べ床面積の2分の1以上を居住の用途に供しているもの)
- 対象 ①申請日現在、町内に住所を有する方
②自己の居住の用途に供する助成対象住宅を所有する方
③町税および国民健康保険税の滞納がない方
- 助成額 耐震診断に要した経費の2分の1(上限額10万円) 件数 15件程度予定

耐震改修費助成事業

問合せ 商工会 TEL 557-3389

耐震診断の結果、耐震性の不十分な木造住宅について、耐震改修工事費用の一部を助成します。

- 対象住宅 ①住宅耐震診断費助成事業と同じ
②耐震改修を行う前に耐震診断を受け、その評点が1.0未満であること
③耐震改修を行った後の評点が1.0以上となること
④行われた耐震改修が建築基準法等の規定に違反していないこと
- 対象 住宅耐震診断費助成事業と同じ
- 助成額 耐震改修に要した経費の2分の1(上限額100万円) 件数 5件程度予定
- 施工業者 町内に事業所を有する業者

簡易耐震改修費助成事業

問合せ 地域課 TEL 557-7610

耐震診断の結果、耐震性の不十分な木造住宅について、家屋の倒壊から命を守る空間を確保するため、安価な耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

- 対象住宅 ①耐震改修費助成事業①②と同じ
②以下いずれにも該当すること
ア そこに居住する世帯の年間所得額が200万円以下であること
イ そこに居住する世帯が、助成の申請の日において65歳以上の方。または未成年者、あるいは身体上の障がい程度が身体障害者福祉法施行規則別表5号の1級または2級の方で構成されること
- 対象 住宅耐震診断費助成事業と同じ
- 助成額 耐震改修に要した経費の10分の6(上限額50万円) 件数 5件程度予定

住宅改修補助制度

問合せ 産業課 TEL 557-7633

個人住宅の改修工事等を町内の施工事業者を利用して行った方へ工事費用の一部を助成します。改修工事の見積額(税別)または工事完了後の工事額(税別)のいずれか少ない額の10%で最高7万5千円(千円未満の金額は切り捨て)まで補助します。

対象 次の要件を満たす方

- ▶町内に居住し、改修工事を行う住宅の所有者又は居住者
- ▶申請日現在、町税を滞納していない方
- ▶過去において同様の補助金等の交付を受けていない方

申込期間 4月1日(月)から

申込方法 申請書に必要書類を添付して商工会へ提出してください
※申請書は、産業課と商工会で配布しています(町ホームページからもダウンロードできます)。

提出書類

- ▶申請書 ▶工事見積書の写し ▶施工前の写真
- ▶施工業者一覧表(施工業者が複数の場合)

- ▶建築確認申請を要する増築の場合は、建築確認申請の写しと図面
- ▶賃貸住宅等の居住者が申請するときは、家屋の所有者または管理者の発行する承諾書

その他

- ▶工事金額20万円(税別)以上の工事が対象となります
- ▶指定期日までに工事完了報告書および施工後の写真を提出していただきます
- ▶現地調査を行う場合があります
- ▶予算がなくなり次第、受け付けを終了します
- ▶他の補助制度との併用の場合、提出された書類の写しを提出していただきます